説明会にはこの国民年金 特集号を是非持ってきて 下さい。

説明会のときとところは 2頁の上欄にあります。



第166号

昭和35年7月6日

発 所 行 福岡県遠賀郡水巻町役場 発行人 尾 司 西 責任者 丸 目 寿 井 之 編集人 今 久

印 所 刷 冷牟田印刷合資会社

該

当

者

0

届

出

は

10

月

1

H

カン

5

保険料を掛けてい

途中で死亡

金などの社会保険金では、

生きて

世帯調査は7月

日から実施

拠出制国民年金に 加入する人は

●必ず加入しなければならない人 20才から60才までの国内に住所を有す る日本国民 ただし次のような希望に って加入する人と、加入することが できない人とがあります。

❷希望によって加入することができる

1 恩給や厚生年金のような公的年金 の中で遺族年金、扶助料、寡婦年金そ の他戦傷病者、戦没者、遺族援護法に よる遺族年金、遺族給与金、障害年金 をうけることができる人とうけている

以上の公的年金を受けている人は国民 年金に加入すれば国民年金と、公的年 金とどちらも貰えます。

2 恩給や厚生年金のような公的年金 に加入している人とか、公的年金をう けることができる人とうけている人の 配偶者

320才以上で昼間の高等学校、大学 大学院の学生(夜間を除く)

4次の項の「加入が出来ない人」を 除いた明治39年4月1日から明治44年 3月31日までの間に生れた人。

❸加入できない人 1 恩給や厚生年金のような公的年金 に加入している人とか、このような公 的年金の中で老令年金、退職年金、障 害年金、廃疾年金をうけることができ る人とうけている人。

2明治39年3月31日以前に生れた人

もし基本保険料よりも多くの保険

す。

7.

8 5

10

12月分~1月末日まで 9月分~10月末日まで 6月分~7月末日まで

例外的に

に現金納付の方法もありま

三国民年金とは?

福祉年金は昨年からすでに実施されていますが、拠出制の国民年金も今年の10月から始まります。 拠出制というのは自分で掛金を払って、その掛金に応じた年金を老後になって受け取るというしくみです。私たちは年とともに必ず老令になります。それを若いうちから自分の力で、大した負担にならない程度で老後の備えをする、というのがこの制度の建前で、どんな無収入の境遇になっても死ぬまで年金がうけられます。この制度のあらましは次のようになっています。

けの備えをする、という考えが基本

尿である間に自分の力で、できるだ したというときにたいして若くて健

められた期間納め、年をとったり に、働けるときに一定の保険料をき になっています。すなわち若いうち

35

才

か

百 百

五

+

円

玉

年 は

即

いこうとするものです。

ればみんなでこれを助けもりたてて

生活をおびやかされるような人がい

互扶助の思想のあらわれであり

険料に応じて、金をうけとるという しくみになっています。 金といいます

なったり、また生計の中心者である 天に死なれたときなどに、納めた保 不幸にして大けがをして働らけなく からはじまりますが、保険料一人 刀月の額は 20才から34才までが百円 保険料の納付は昭和36年4月1日 民

保険料を納めるには、年四回スタン 35才から59才までが百五十円です

くみをいいます。

帳にはって役場から消印をもらうし

金のために特別につくられる収入日 スタンプ方式とは年金印紙

(国民年

を買って、あなたの国民年金手

納めるときは次のように三カ月分づ

まとめて納めます。

2

3月分~4月末日まで

たときは、

免除をうけた期間分をあ

とでまとめて追納することができま

届出は10月1日から

から役場(民生係⑤) あることになり、ことしの10月1 取得届を受け付けます 当すると自動的に被保険者の資格が との届出は、 強制加入の被保険者は、 34 被保険者の義務とな 険 0 ま 要件に該 斉にその は から

この制度は私たちが年よりにな

この制度の

まずはじめに

基本的な考え方

身体障害者になったり、

途中で死亡したときの 保険料はどうなるか

ません。

生命保険はむしろ死亡した人の遺族 に保険金を支払うというのが主な目

かも知れませんが 思われる方がある

母子年金、

両親とも亡くなったとき

は残された子供に遺児年金、

、妻だけ

た人が、

ないのはふつごうだ 険の掛金がもどるの これに対して生命保 して掛金は返ってき したときは、 に国民年金がもどら 原則と

> を支給し、一家の働らき手の夫が死 ですから年をとれば一生涯老令年金

しして妻子が残された場合にはその

人たちが自活出来るようになるまで

ことによって、国民生活の安定をは いる限り生活のめんどうをみていく

かろうというのがねらいなのです。

うというのです。つまり国民全体の 残ったときは寡婦年金、

がをしたときは障害年金を支給しよ

あるいはけ

納年数によって、 受けられることになります。 料を納めれば、 引きされます。

を前払いする人は、2分2厘から前 料を納めることができるようになっ また保険料免除を受けた人が保险 基本額以上の年金が 6割3分程度割り 保険料

は 围 が 保 障 す る A

年

給するよう国が保障しています。

置がなくなったときには、

かで生活程度が高くなり年金額の 将来経済情勢の変動や文明の発展 きの貨弊価値に相当する年金額を支

※吉田ノ二は隣組長さんから説 説明 ※参加会場は、あなたの自由で ※時間の書いてない所は午後7 金 0 時からです。 **塵敷** 明があります。 館へ、下二町住は18日の下一 分館へおいで下さい。 すが原則として、朳宮ノ下区 は朳クラブへ、一礦社員区は 熊 / 7月3日 礦クラブへ、頃末は町民会 伊佐座・ 11 樋 吉田一分館 町民会館 吉田三・ 新生街・ 下二分館 7月29日 7月26日2時から 7月30日 7月28日2時から ク 7月27日 7月25日 7月24日 7月22日 7月20日 7月19日 7月21日 7月18日

> きも同じくあわせて年金がもらえま している人が公的年金に加入したと もらえます。逆に国民年金に加入 的年金と国民年金とあわせた年金が して一定期間保険料を納めれば、公 受けられない人は、国民年金に加入 料を納めていないので、公的年金が

高松区 古賀区 高尾区 梅ノ木区ク がクラブ 五礦区集会所7月6日10時から -央区集会所7月12日 ▼ところととき▲ 吉田区 7月10日 7月7日 7月11日 7月9日 7月8日 7月14日

金とあわせて年金 がもらえます 公的年金と国民年

鯉口区 片退

"

7月15日

役場に届け出る必要があります がありますが、いずれもそのことを これは法定免除と認定免除の二通り 料免除という制度をとっています そこでこういう人たちのために保险

7月16日2時から

常盤区

一碳クラブ

7月17日 7月16日

4その他保険料を納めることが困難 士三万円以下の人

公的年金に加入して一定期間保険

2 生活扶助をつけている人 3国立のらい療養その他の施設に収 3身体障害者又は寡婦で年間所得が ?被保険者または他の世帯員が生活 ▼認定免除に該当する人▲ 一所得のない人 年金、母子福祉年金(拠出制)を 国民年金の、障害年金、障害福祉 扶助以外の扶助を受けている人 容されている人 うけている人

> の趣旨に反するので、福祉的に支給 を全然支給しなかったときは皆年金

免除期間が一定の基準以上になった また20才未満で身体障害者になった 資格がないけど本制度に限り福祉的 ときは、拠出制年金の支給を受ける しているわけです。 に福祉年金が支給されることになり 人とか低所得者の人たちで保険料の

納められないときは

一生活が苦るしく

世帯調査票の記入のしかたなど 拠出制の国民年金の内容とか、

の説明会を次のとおりしていま

→法定免除に該当する人▲

る人にとっては、保険料を納めるの かの事情でぎりぎりの生活をしてい 生活保護を受けているとか、そのほ

は大変です

福祉年金はなぜ保険料が らないでもらえたか?

ないので、年金

いないし、今後 も納める余力が なかったので、 体障害者や母子 保険料を納めて は今まで制度が 家庭である人に でに年寄りや自 の発足当時にす 国民年金制度

安全、確実な方法で蓄積しています す。私たちと国とが一緒になって、 負担します 国も保険料などを

出することにしています 必要なことを記入して、駐在員へ提

て調査表を各世帯に配り、各世帯で 世帯調査は本町では、駐在員を通じ

☆調査の方法☆

料の半分の額と事務費とを支出しま 金として積み立てますが、国は保険 保険料は毎年国民年金を支給する資 このようなよい制度は他にはありま 福祉年金が支給されるのですから、 手続きと資格があれば還付した上に この場合納めていた保険料は一定の

計画的に事務の運営をしていくもの ともに被保険者の適用洩れの防止、 何人あるか。そして保険料前納制度 何人あるか。保険料の免除対象者が 世帯調査は強制適用や任意加入者が の活用についての世論を調査すると ☆調査の主眼 公

国民年金制度の中心である拠出 制国民年金は、いよいよ今年の 10月1日から加入者の適用届を 受け付け来年の4月1日から保 険料の徴収が始まります。

世帯調査は7月から

いうまでもなく、被保険者をつ とは国民年金運営の基礎 て 将来 とも大切なもので うしたことから適用事務 の開始にさきだって、7月から 全国的に「拠出制国民年金実施 のため世帯調査」が実施されま

ている人には恩給や年金制度の 恩典がありましたが、家庭の主 婦や商業、農家の人には年金制度がありません。とくに今度の制度には加入しなければ、あなた一人がすべての年金制度から取りのこされ、あとから加入するということはできません。

拠出制圧全の種類レその全類

一拠山向中並の種類とその並和一			
種類	要	件	年 金 額
老令年金	一定の保険料を 納める (最低10年から 40年まで)	65才から 支給	12,000円から42,000円
障害年金	一定の保険料を 納めているとき (最低3年)	法に定める障害	24,000円から42,000円 特にひどいときは 6,000円加算
母子年金	一定の保険料を 納めているとき (最低3年)	母子家庭	19,200円から25,800円 子供が二人以上いると きは二人目から一人に つき4,800円加算する
遺児年金	父か母が一定の 保険料を納めて いるとき	孤 児 (18才未満)	7,200円から 10,500円 子供が二人以上おると き二人目から一人につ き4,800円加算する
寡婦年金	亡夫が一定の保 険料を納めてい るとき	60才から64才まで	老令年金の¼相当額

マ応募資格 制限なし **今発 表 本人に通知** 印あるもの有効)

切 八月三十一日(当日の消

▽注 2 稿末尾に「住所、氏名ふりが紙上匿名は自由。ただし、原 紙上匿名は自由。ただし、 先」を記入のこと な、性別、年令、職業、勤務 応募原稿」と朱書のこと。

現在の統計の 財団法人全国統計協会連 第十回全国懸賞論文募集 問 題点」は?

▽宛 東京都千代田区三年町五 財団法人全国統計協会連合会 行政管理庁統計基準局内

マ論

題

「現在の統計の問題点」

について

マ原稿数

四百字詰原稿用紙三十枚

マ主

催

封筒に必ず「第10回懸鬢論文